

2020年1月

## シンガポールにおける M&A の優遇税制

シンガポールには、中小企業の戦略的な買収による企業成長を促進させるため、M&A に係る優遇税制である M&A SCHEME が設けられています。当該制度を理解することで、シンガポールや各国での M&A をより戦略的に実行することが可能となります。本稿では M&A SCHEME の内容及び M&A ALLOWANCE について解説します。なお、本制度は 2020 年 3 月 31 日までに実行した M&A が対象となっているため、2020 年の予算案における延長の有無も注目されます。

### 1. 内容

M&A SCHEME は、買収企業に対する優遇制度であり、買収企業は以下の要件を満たす必要があります。

- シンガポール法人であること。（買収企業が企業グループに属する場合、最終的な親会社がシンガポール法人であること。ただし、HQ Programme による免除を受けている場合は除く。）
- 買収日においてシンガポールで事業を行っていること。
- 買収日前 12 か月間において 3 名以上の従業員がいること。（取締役は除く。）
- 買収日前 2 年間に於いて対象企業との関係（75%以上の資本関係がある等）がないこと。

上記のとおり、買収企業（若しくは最終的な親会社）がシンガポール法人であることが要求されるため、日本企業が最終的な親会社となるケースでは、原則として適用されません。

上記の買収企業の要件に加え、他の適格要件も満たす場合、以下の優遇措置が認められています。

- ① M&A allowance：買収価格に対する一定額の損金算入
- ② Stamp duty relief：買収により発生した印紙税の軽減
- ③ Double tax deduction：買収により発生した取引費用（専門家報酬等）の 2 倍の損金算入

### 2. M&A ALLOWANCE

上記①～③の優遇措置のうち、問い合わせの多い M&A allowance について解説します。M&A allowance は、一定の計算により算出した金額（M&A allowance）を 5 年間の定額で損金算入することを可能とするものであり、計算方法は以下のとおりです。

$$\text{M\&A allowance} = \text{M\&A allowance rate} \times \text{買収価格 (上限あり)}$$

上記の算式における M&A allowance rate と買収価格の上限は、M&A を実行した時期により異なり、まとめると以下のとおりです。

	買収時期		
	2010年4月1日 ～ 2015年3月31日	2015年4月1日 ～ 2016年3月31日	2016年4月1日 ～ 2020年3月31日
M&A allowance rate	5%	25%	25%
各基準期間における 買収価格の上限	S\$100 Million	S\$20 Million	S\$40 Million

上記により算出したM&A allowanceに関して、買収から5年間にわたり定額での損金算入が認められています。例えば、2018年にS\$24Million (約19億円) で買収した場合、M&A allowanceの金額はS\$6Million (= S\$24 Million × 25%)となり、5年間にわたり毎年S\$1.2Million (約1億円)の損金算入が可能となります。

## お問い合わせ先

FAIR CONSULTING SINGAPORE PTE.LTD.

8 Temasek Boulevard, #35-02A Suntec Tower Three, Singapore 038988

TEL : +65-6338-3180 | FAX : +65-6338-3187

WEB : <https://www.faircongrp.com/>

■ 日本国公認会計士 伊藤 潤哉 / Junya Ito (C.P.A (JAPAN))

E-Mail : [ju.ito@faircongrp.com](mailto:ju.ito@faircongrp.com)

■ 日本国弁護士 遠藤 衛 / Mamoru Endo

E-Mail : [m.endo@faircongrp.com](mailto:m.endo@faircongrp.com)

「FCG シンガポール ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG シンガポール ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG シンガポール ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。